

「**嚴重警告及び違約金**」の措置に従わなかった 会員事業者から、「**違約金(300万円+遅延利息)**」の 全額納付及び「**誓約書**」が提出されました

修復歴に関する不当表示により、2025年11月18日付で「**嚴重警告及び違約金(100万円)**」の措置、その後、同措置に従わないため、2026年4月23日付で「**違約金(200万円)**」の措置を採った公取協会員事業者(事業者名:ピットイン香川、所在地:香川県丸亀市今津町 268-1)から、2026年4月28日までに、遅延利息を含めた違約金の全額(3,009,205 円)が納付されるとともに、今後同様の不当表示を行わない旨の「**誓約書**」が提出されました。

※措置の詳細については、以下をご参照ください。

(2026年5月7日付)

https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftcinfo/aftcinfo_20260507.pdf

【本件に関するお問合せ先】

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112